

と き 令和8年2月18日

ところ 国保連合会会議室

令和7年度

第3回

理事会

議事録

令和7年度第3回理事会
役員定数 30名【理事26名、監事4名】

- 1 開催日時 令和8年2月18日(水)
開会 午後2時0分
閉会 午後3時8分
- 2 開催会場 本会会議室
- 3 議事録署名人 議長 佐藤 広
副理事長 三田 芳裕(東京食品販売国民健康保険組合理事長)
- 4 出席者 理事 26名(本人出席6名、書面出席20名)
監事 3名(本人出席2名、監事代理1名)

[理事]

特別区代表

山本理事(中央区長)書面出席
清家理事(港区長)書面出席
鈴木理事(大田区長)書面出席 藤間 国保年金課管理係長
長谷部理事(渋谷区長)書面出席 土間 国民健康保険課長
高際副理事長(豊島区長)書面出席 松山 国民健康保険課整理収納グループ係長
山田理事(北区長)書面出席 田中 国保年金課課長補佐
坂本理事(板橋区長)書面出席 金田 国保年金課管理係長
前川理事(練馬区長)書面出席 福島 国保年金課管理係長

市町村代表

高野理事(府中市長)書面出席
小林理事(小平市長)書面出席 鈴木 保険年金課長
池澤理事(西東京市長)書面出席 後藤 保険年金課長
松原理事(狛江市長)書面出席
山崎理事(武蔵村山市長)書面出席 並木 保険年金課長
阿部副理事長(多摩市長)書面出席 河島 保険年金課長
吉本理事(檜原村長)書面出席 森川 村民課長
渋谷理事(小笠原村長)書面出席

国民健康保険組合代表

依田理事(全国土木建築国民健康保険組合専務理事)書面出席
三田副理事長(東京食品販売国民健康保険組合理事長)
鈴木理事(東京美容国民健康保険組合理事長)書面出席 三浦 事務局長
矢吹理事(東京都弁護士国民健康保険組合理事長)書面出席 矢嶋 参与
蓮沼理事(東京都医師国民健康保険組合理事長)
池田理事(東京建設職能国民健康保険組合理事長)書面出席

学識経験者

佐藤 理事長
桃原 専務理事
水田 常務理事
入澤 理事(公益財団法人特別区協議会常務理事)

[監事]

東 監事(日の出町長)監事代理 谷合 町民課長
伊賀 監事(東京都薬剤師国民健康保険組合理事長)
副島 常勤監事

5 欠 席 者 監 事 1名
酒 井 監 事 (中 野 区 長)

理 事 出 欠 表

| | | | |
|-----------------|-----|-----|------|
| 出席者 | 本 人 | | 6 |
| | 書 面 | 持 参 | 13 |
| | | 郵 送 | 7 |
| 計 (ア) | | | 26 |
| 欠 席 者 | | | 0 |
| 合 計 (イ) | | | 26 |
| 出 席 率 (ア) / (イ) | | | 100% |
| 欠 員 | | | 0 |

目 次

| | ページ |
|--|-----|
| 1. 開 会 | 1 |
| 2. 理事長挨拶 | 1 |
| 3. 議事録署名人指名 | 2 |
| 4. 議 事 | |
| 報告事項 | |
| 1 「東京都国民健康保険団体連合会事業計画及び予算に関する委 員会」の審議経過について | 2 |
| 議決事項 | |
| 1 令和7年度東京都国民健康保険団体連合会診療報酬等審査支払 特別会計歳入歳出予算補正について | 3 |
| 2 令和7年度東京都国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業 関係業務特別会計歳入歳出予算補正について | 3 |
| 3 令和7年度東京都国民健康保険団体連合会措置費支払代行業務 特別会計歳入歳出予算補正について | 3 |
| 4 令和8年度東京都国民健康保険団体連合会事業計画について | 5 |
| 5 令和8年度東京都国民健康保険団体連合会各種手数料等につい て | 5 |
| 6 東京都国民健康保険団体連合会予防接種法関係業務等特別会計 における各種積立資産の設定について | 5 |
| 7 東京都国民健康保険団体連合会退職給付引当資産の一部処分に ついて | 5 |
| 8 東京都国民健康保険団体連合会財政安定積立金の一部処分につ いて | 5 |
| 9 東京都国民健康保険団体連合会財政調整基金積立資産の処分に ついて | 5 |

| | | |
|----|--|----|
| 10 | 東京都国民健康保険団体連合会減価償却引当資産の一部処分について | 5 |
| 11 | 東京都国民健康保険団体連合会 I C T等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産の一部処分について | 5 |
| 12 | 令和 8 年度東京都国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出予算について | 5 |
| 13 | 令和 8 年度東京都国民健康保険団体連合会診療報酬等審査支払特別会計歳入歳出予算について | 5 |
| 14 | 令和 8 年度東京都国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算について | 5 |
| 15 | 令和 8 年度東京都国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業関係業務特別会計歳入歳出予算について | 5 |
| 16 | 令和 8 年度東京都国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計歳入歳出予算について | 5 |
| 17 | 令和 8 年度東京都国民健康保険団体連合会柔道整復施術料等支払代行業務特別会計歳入歳出予算について | 5 |
| 18 | 令和 8 年度東京都国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算について | 5 |
| 19 | 令和 8 年度東京都国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算について | 5 |
| 20 | 令和 8 年度東京都国民健康保険団体連合会措置費支払代行業務特別会計歳入歳出予算について | 5 |
| 21 | 令和 8 年度東京都国民健康保険団体連合会予防接種法関係業務等特別会計歳入歳出予算について | 5 |
| 22 | 令和 8 年度東京都国民健康保険団体連合会退職金特別会計歳入歳出予算について | 5 |
| 23 | 令和 8 年度東京都国民健康保険団体連合会一時借入金限度額について | 5 |
| 24 | 東京都国民健康保険団体連合会規約の一部を改正する規約について | 16 |

| | | |
|----|---|----|
| 25 | 東京都国民健康保険団体連合会財政調整基金積立資産管理運用 規程の一部を改正する規程について | 18 |
| 26 | 東京都国民健康保険団体連合会減価償却引当資産管理運用規程 の一部を改正する規程について | 18 |
| 27 | 東京都国民健康保険団体連合会電算処理システム導入作業経費 積立資産管理運用規程の一部を改正する規程について | 18 |
| 28 | 東京都国民健康保険団体連合会 I C T等を活用した審査支払業 務等の高度化・効率化のための積立資産管理運用規程の一部を 改正する規程について | 18 |
| 29 | 東京都国民健康保険団体連合会職員服務規程の一部を改正する 規程について | 18 |
| 30 | 東京都国民健康保険団体連合会職員育児休業等に関する規程の 一部を改正する規程について | 18 |
| 31 | 東京都国民健康保険団体連合会職員給与規程の一部を改正する 規程について | 18 |
| 32 | 東京都国民健康保険団体連合会退職手当支給規程の一部を改正 する規程について | 18 |
| 33 | 審査委員の報酬及び実費弁償支給規程の一部を改正する規程に ついて | 18 |
| 34 | 東京都国民健康保険団体連合会保健事業支援・評価委員会規程 の一部を改正する規程について | 18 |
| 35 | 東京都国民健康保険団体連合会専務理事及び常勤監事の報酬、 手当及び費用弁償についての一部改正について | 18 |
| 36 | 通常総会の招集について | 21 |
| 5. | 閉 会 | 22 |

開 会（午後2時～）

○事務局 それでは、定刻でございますので、ただいまから令和7年度第3回理事会を開催いたします。

はじめに、本日の出席状況でございます。書面による参加を含めまして、ただいまのところ理事25名のご出席を得ており、規約第36条の規定による定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、次第に従いまして、佐藤理事長からご挨拶をいただき、引き続き議事進行につきましても、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

理事長挨拶

○理事長 皆様方には、大変お忙しい中、本理事会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

年度末の理事会ということで議案が非常に多岐にわたっておりますけれども、ここで本日も審議をいただきます2つの新しい取組について若干紹介をさせていただきます。

1点目は、国におきまして、医療、社会保障分野におけるデジタル化の取組が進められておりますけれども、その一環で令和8年、今年6月に改正予防接種法が施行され、予防接種事務につきましてもデジタル化されることとなっております。これに伴いまして、自治体から国保連合会への事務委託が可能になりまして、今回、費用の請求支払業務が本会の新たな業務に加わることになりました。今後、国保中央会や関係機関と連携をしながら、円滑な業務開始に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

2点目は、保険者が実施されている保健事業への支援を強化するために、東京都からの財政支援と連携の下、最新のデジタル技術を活用いたしまして、医療費適正化に向けた事業を開始いたします。

本日の理事会では、これら2件を含めまして、令和8年度の事業計画、そして予算等をご審議いただきます。皆様方におかれましては、十分にご審議をいただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。私からの冒頭の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、私が議事を進行させていただきますので、よろしく申し上げます。

議事録署名人指名

○理事長　はじめに、本理事会の議事録についてですが、本会規約第37条に基づき、議事録を作成することとなっておりますので、私から議事録署名人を指名させていただきます。

議事録署名人には、東京食品販売国民健康保険組合理事長・三田芳裕様をお願いいたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

議　事

○理事長　それでは、早速、議事に入ります。恐れ入りますが、お手元の議案書2-1の目次をお開き願います。

ご覧のとおり、報告事項は、事業計画及び予算に関する委員会の審議経過についての1件、そして議決事項は、令和7年度診療報酬等審査支払特別会計歳入歳出予算補正についてから通常総会の招集についてまでの36件の議題につきましてご審議をいただくわけでございます。

それでは、議案書により、報告事項から議事を進めてまいります。

はじめに、報告事項、事業計画及び予算に関する委員会の審議経過についてを議題といたします。

本件につきましては、去る2月10日に事業計画及び予算に関する委員会が開催され、本日提案されております議決事項1から議決事項の23までの事項について審議をされましたので、その内容につきましてご報告をいただくものでございます。

本日は、委員長の豊島区の高際区長様が書面による出席のため、委員の本会の桃原専務理事から委員会での状況のご報告をお願いいたします。

○予算委員会委員　去る2月10日に開催いたしました本年度第2回目の事業計画及び予算に関する委員会の審議経過につきましてご報告申し上げます。

事務局から提案のありました案件は、議決事項として、令和7年度予算補正と令和8年度事業計画、予算関連でございました。それぞれの案件につきまして、本委員会で慎重に

審議をいたしました結果、原案のとおり了承し、本理事会に提案することといたしました。

提案のごさいました議案詳細につきましては、後ほど事務局から説明がございますので、ご審議を賜りますようお願い申し上げまして、ご報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○理事長 ありがとうございます。ただいまのご報告につきましてのご質疑は、この後、関連の議決事項を審議する際に併せてお願いしたいと存じます。

それでは、議決事項に移らせていただきます。

議決事項 1、令和 7 年度診療報酬等審査支払特別会計歳入歳出予算補正についてから議決事項 3、令和 7 年度措置費支払代行業務特別会計歳入歳出予算補正についてまでの 3 議題は、令和 7 年度の予算補正でございますので、一括して議題に供します。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 議案書 2—1、こちらの 3 ページから 17 ページにかけまして、令和 7 年度歳入歳出予算補正を載せてございます。本日、これらの内容を集約し、資料 1、令和 7 年度本会歳入歳出予算補正の概要といたしましてご用意をしております。こちらの資料の説明をもって議案書の説明にいたしたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まずはじめに、提案の趣旨でございます。①及び②の 2 点でございます。

①本会の各事業における今後のシステム機器更改に備え、本会積立資産である電算処理システム導入作業経費積立資産へ積み立てるもので、国保、後期、措置の各特別会計業務勘定での予算補正となります。

②療養費代理受領方式による保険者間調整において、予算額に不足が生じるため予算を補正する必要があるもので、国保の業務勘定での予算補正となります。

次のページをお願いいたします。議決事項 1 から 3 といたしまして、各特別会計業務勘定の補正額を載せております。また、表の上部には補正の理由について記載をしております。

まず、①の補正内容でございますが、議決事項 1、国保の業務勘定におきましては、歳入では、記載の各手数料において今年度収入額が予算額を上回る見込みであること。また、その下、歳出では、今年度の執行見込みによる不用額を減額し、積立資産への積立額を増額する歳出の組替え補正に加え、歳入増の分も合わせた積立額の増額を行うものであります。

議決事項 2、後期の業務勘定につきましては、歳出において、今年度の執行見込みによ

る不用額を減額し、積立資産への積立額を増額する歳出の組替え補正を行うものでございます。

議決事項 3、措置の業務勘定におきましては、歳入において、記載の各手数料の今年度収入額が予算額を上回る見込みであるため、積立資産への積立額を増額を行うものであります。

続きまして、②の補正内容でございます。療養費代理受領方式による保険者間調整において、現在までの実績と年度末までの本件取扱い見込みにおいて、予算額に不足が生じるため補正を行うものでございます。

それでは、改めまして補正額についてご説明申し上げます。

議決事項 1、診療報酬等審査支払特別会計、国保の業務勘定、歳入です。

①の案件において、記載の 3 つの科目を増額し、当該補正額の合計については 2 億円でございます。また、②の歳入、補正額につきましては、保険者間調整療養費等受入金として 3 億円となります。

歳出では、①の案件で、上から、国保審査支払管理費、補正額マイナス 9,000 万円、公費審査支払管理費、マイナス 1,000 万円、電算導入作業経費積立資産、プラス 4 億 2,000 万円、中央会負担金、マイナス 1 億 2,000 万円。また、②の歳出として、保険者間調整返還金支出金、3 億円。診療報酬等審査支払特別会計の補正額合計は 5 億円でございます。

続きまして、議決事項 2、後期高齢者医療事業関係業務特別会計の業務勘定です。

歳出におきまして、上から、後期審査支払管理費、補正額マイナス 1 億 7,000 万円、広域連合事務管理費、マイナス 1,000 万円、公費審査支払管理費、マイナス 1,000 万円、電算導入作業経費積立資産、プラス 2 億 7,000 万円、中央会負担金、マイナス 8,000 万円。以上は歳出内の組替えであるため、補正額合計は 0 円でございます。

続きまして、議決事項 3、措置費支払代行業務特別会計の業務勘定です。

歳入では、記載の 2 つの科目を増額し、当該補正額の合計は 250 万円、歳出では、電算導入作業経費積立資産について、補正額はプラス 250 万円、措置費支払代行業務特別会計の補正額合計は 250 万円でございます。

続きまして、恐れ入ります、資料 2 をご覧願います。こちらは、令和 7 年度本会収支補正予算書でございまして、今し方ご説明を申し上げました 3 つの特別会計について、単式簿記による補正予算を複式簿記に置き換えたものとなっております。

内容につきましては先ほどのご説明内容と重複いたしますため、割愛させていただきます。

すので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上で令和7年度歳入歳出予算補正3議題の説明を終わります。

○理事長 事務局の説明が終わりました。ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

それでは、お諮りいたします。議決事項1から3までにつきまして、原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは、原案どおり決定することといたします。

次に、議決事項4、令和8年度事業計画についてから議決事項23、令和8年度一時借入金限度額についてまでの20議題は、令和8年度の事業計画と予算関連でございますので、一括して議題に供します。事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書2-1、19ページをお願い申し上げます。議決事項4、令和8年度本会事業計画についてでございます。

21ページをお願いいたします。議題4から23までは、別冊2-2のとおり定め、総会に提案いたしたい。

恐れ入ります、別冊2-2、1ページをお願いいたします。

はじめに、I、運営方針でございます。

国民健康保険の被保険者数は、本格的な少子高齢化、人口減少に加えて、被用者保険の適用拡大の影響もあり、直近10年間で約1,000万人減少し、その一方で医療費は、総額では減少しているものの、1人当たり医療費は増加傾向にあります。こうした厳しい環境を背景に、保険者は安定的な財政運営を図るため、データヘルス計画に基づく効率的、効果的な保健事業等を推進し、医療費適正化に向けた取組を進めております。

他方、政府においては医療DXを推進しており、マイナンバーカードと健康保険証の一体化や、オンライン資格確認等システムの拡充等の施策を進めております。

このような状況の中、本会としては、審査支払業務のより適正な執行に邁進し、医療費適正化の取組をはじめとして、保険者支援の一層の強化に努めるとともに、医療DXの推進に柔軟に対応していく等、社会の変化への確に対応してまいります。

本会の取組としては、経営計画「TKR-Vision」に基づき、掲げた目標の達成に向けた戦略を積極的に推進していきます。

審査支払機能に関する改革工程表への対応では、令和7年9月に厚生労働省が公表した審査支払システムの共同開発の基本方針に基づき、社会保険診療報酬支払基金と審査領域の共同開発を進め、共同利用に向けた準備を進めていきます。

医療費適正化に資する新たな事業として、保険者が実施する保健事業、国民健康保険における施策効果の可視化及び伴走支援について、東京都と連携を図りながら取り組んでいきます。本事業については資料3にまとめましたので、後ほどご説明申し上げます。

次に、医療DX推進の関連では、予防接種事務デジタル化について、厚生労働省からの依頼に基づき、定期予防接種費用の請求支払業務を順次実施いたします。本事業についても資料4にまとめましたので、後ほどご説明申し上げます。

また、DX人材を育成、活用し、デジタル技術の活用や年齢、役職を問わず、職員からの発案による新たなアイデアの具現化を進め、業務を効率化し改善を図ります。

次に、令和8年度の主な事業計画ですが、診療報酬等審査支払事業については、全国の国民健康保険診療報酬審査委員会と連携の下、審査基準の統一化を推進し、審査の充実強化と診療報酬等の適正な支払いを実施いたします。また、診療報酬改定についても的確に対応いたします。

保険者事務共同処理事業については、保険者の負担軽減となる各種事務等を実施するとともに、オンライン資格確認等システムを活用した電子資格確認等事務について、国民健康保険中央会と連携し、円滑な運用を図ってまいります。

保健事業については、保健事業支援・評価委員会において、データヘルス計画に基づく保険者の取組に対して支援、助言等を行うとともに、国保データベース（KDB）システムやBI（ビジネス・インテリジェンス）ツール等を活用した健診・医療費分析情報の提供等を通じて、保険者の医療費適正化に向けた取組等を積極的に支援してまいります。

介護保険事業及び障害者総合支援給付等事業については、介護給付費等及び障害介護給付費等審査支払事業を確実に実施するとともに、介護、障害福祉分野の職員の処遇改善等を図るため、令和9年度の改定前に行われる臨時的介護報酬及び障害福祉サービス等報酬改定についても的確に対応いたします。また、介護給付適正化事業の充実強化を図り、介護保険者等を支援し、介護サービス利用者等からの苦情処理業務についても適切に対応いたします。

次の3ページの目次でございます。第1の総会及び役員会の開催、4ページから第18のISO/IEC27001認証の維持・継続、20ページまでの事業等を行ってまいります。

それでは、先ほど申しあげましたお手元に配布しております資料3についてご説明いたします。医療費適正化に資する新たな事業についてです。

はじめに、目的と背景ですが、医療費の適正化や被保険者の健康増進等の実現が求められている中、保険者の皆様は、保険者努力支援制度等の加点獲得を目指していますが、東京全体としては伸び悩んでいる状況でございます。

このような状況を踏まえまして、保険者への支援をより一層強化するため、東京都からの財政支援及び連携を図りながら、大きく2つの取組を行う予定です。具体的には、次のページで2つの取組の全体概要をまとめていますのでご覧ください。

国保連合会の枠内にある取組1では、最新のデジタル技術とビッグデータを活用したデジタルサポートとして、施策の改善策のご提案、施策効果のシミュレーション分析を行います。

図のとおり、本会が管理するKDBシステムのデータと各保険者の施策情報を組み合わせて、統計手法に基づきシミュレーションし、施策フローや施策効果を可視化するものです。この取組の特徴としては、各保険者の施策フローを組み合わせることで、それぞれの保険者にとって最適だと考えられる施策フローをシミュレーションするところでありまして、令和8年度は、多くの保険者で取り組んでいる糖尿病性腎症重症化予防事業を対象に実施いたします。

なお、施策情報ですが、区市町村様は、都が収集している情報を活用しますが、国保組合様は、現状集約されている情報がないため、今後、保険者のご意向を確認した上で施策情報を収集し、順次シミュレーションを開始する予定です。

次に、その下の取組2では、課題を抱える保険者に対する人的サポートとして、伴走支援を実施いたします。限られた予算、マンパワー等により課題を抱える保険者に対し、個々の事情に応じたきめ細かな伴走支援を実施することで、保険者の負担軽減や財政安定化、施策効果の改善に貢献いたします。

この2つの取組により、保険者では右側に記載の3つの効果が期待できると考えております。1つ目が、現状の施策の課題や改善点の把握が可能となること、2つ目が、効率的かつ実効性の高い施策の立案が可能となること、3つ目が、可視化した情報を合意形成に役立てることです。

今後も保険者等のご意見やご要望を踏まえながら、医療費適正化等の取組に積極的に関与していくことで、これまで以上に国保制度の安定的な運営に貢献できるよう取り組んで

まいります。

続きまして、資料4についてご説明いたします。予防接種事務デジタル化に伴う請求支払業務についてです。

国保連合会の新たな業務として、改正予防接種法により、市町村は国保連合会に対して予防接種関連事務を委託することができると整備され、厚労省の依頼に基づき、国保中央会が関連するシステムの開発を進め、同システムを活用して、国保連合会は自治体と医療機関の間の費用の請求支払業務を行うことになりました。

項番1の改正予防接種法についてですが、新型コロナウイルス感染症への対応等を踏まえ、予防接種法が令和4年12月に改正され、記載の3つの方針が掲げられました。そのうち、アンダーラインの機動的なワクチン接種に関する体制整備の中で、国が主体となって予防接種事務のデジタル化を進めることとなりました。

項番2の予防接種のデジタル化の概要については、マイナンバーカードを利用した資格確認をはじめ、自治体側での接種記録の管理や、費用の請求支払事務を効率化する予防接種の対象者、自治体、医療機関におけるデジタル化と、予防接種の有効性等の調査研究のためのデータを利活用する取組がございます。

次の2ページの全体の運用フロー図をご覧ください。大きな流れとしては、左上の自治体が、自庁内の健康管理システムから接種対象者などの情報を登録して、その情報から接種対象者に勧奨通知が送られ、対象者がマイナンバーカードを利用し、医療機関で予防接種を受けると、その情報も登録されることとなります。

その後、システムに登録された情報が集計され、国保連合会はシステムと連携して自治体への請求、医療機関への費用の支払いを行います。診療報酬等の運用スキームを活用して、予防接種事務についても費用の請求支払業務に取り組むことと整理され、網かけの矢印部分が国保連合会が担う新たな業務です。

恐れ入りますが、前のページにお戻りいただきまして、最下段のその他として、準備の関係もあり、全国的に令和10年4月までに順次デジタル化への参加が進んでいく見込みで、本格稼働は令和10年度の予定です。

また、費用負担につきましては、システム構築の初期費用及び令和8年度と9年度の運用費用は国庫補助金で賄うことが想定されております。

以上で事業計画の説明を終わります。

○事務局 引き続きご説明申し上げます。

議案書2—2、こちらの21ページ以降に各種手数料や各会計予算案等を載せてございますが、本日、これらの内容を集約いたしましたもの資料5としてご用意してございます。表題は、令和8年度予算（案）の概要でございます。右上には13—1から13—13まで番号を振ってございます。こちらの資料の説明をもって議案の説明にいたしたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

それでは、13—1をご覧ください。本日も説明する令和8年度本予算につきましては、昨年11月の本理事会で大綱予算としてご説明申し上げた内容から変更のありました部分や、今回新たにお示しする点など、大綱予算との変更点を中心にご説明させていただければと存じます。

それでは、令和8年度予算案の概要における予算編成の主なポイントでございます。

資料記載の1、事業計画運営方針関係、「TKR—V i s i o n」への対応でございますが、審査支払機能に関する改革工程表への対応につきましては、資料一番右に記載しておりますとおり、大綱予算から約1億3,500万円を減額し、約2億5,700万円に予算額を見直しました。

その理由でございますが、大綱予算編成以降に明らかとなった内容によりまして、国保総合システム最適化に係るテスト要件の見直し、また、外付システムの見積り要件の見直し、こうした見直しの結果として、最適化のテスト経費で約4,600万円の減額、外付システムの対応経費で約8,900万円を令和8年度予算として減額いたしました。

こちらに関する支出財源は、積立資産の取崩しでの対応としておりましたため、今回の見直しに連動し、令和8年度の積立資産取崩し額を約1億3,500万円減少させたところがございます。

恐れ入ります、2つほど飛びまして、DX人材等の育成及びデジタル技術を活用した業務改善の推進でございます。本取組に関しましては、ペーパーレス化など業務の効率化がメインの取組となってございまして、大綱との差につきましては、約1,800万円のプラスとなっております。

続いて、その下、項番2といたしまして、令和8年度からの新規事業についてでございます。こちらにつきましては、大綱予算ではお示しをしていないものとなります。

まず、(1)でございますが、先ほど資料3で本会からご説明申し上げております保健事業の施策効果などの可視化等取組に関する予算でございます。当該事業における委託費相当額として約7,900万円予算計上しております。

本会は、本事業を一般会計で経理いたしますが、財源に関しましては、都費補助として、補助対象の範囲において2分の1を措置いただく予定でございます。

なお残る額への支出財源につきましては、一般会計の剰余金を充当することにより、新たな負担を保険者の皆様に求めることのないよう、予算編成をしているところでございます。

続きまして、(2)についてですが、こちらは資料4により、先ほど本会からご説明申し上げた内容となっております、予防接種事務に関するものでございます。

資料に記載がありますとおり、予防接種法関係業務等特別会計といたしまして、業務勘定及び予防接種委託料支払勘定を設ける新たな特別会計を設置いたします。

なお、特別会計の新設に当たりましては、本会規約の改正が必要でございますので、本理事会及び総会にお諮りをしてまいります。

予算額につきましては、資料記載のとおり500万円弱を予定しておりまして、業務勘定、支払勘定を合計した金額となっております。

本件に関しましては、自治体の開始が順次となっておりますため、本会の予算編成に関しましては、今回の令和8年度本予算編成時におきまして、令和8年度からの開始が想定された自治体の情報をベースに、本会の外付システムの改修経費、役員費などを積み上げた金額となっております。しかしながら、自治体や国の方針の変更などにより、本会の予算に影響が及ぶ場合には、必要に応じて予算補正を行うなど、適切な対応を実施してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、その下、項番3につきましては、手数料の見直しでございまして、今回の本予算から提示となる内容でございます。診療報酬明細書等点検手数料、いわゆる二次点検の点検手数料でございますが、事務の効率化などによりまして、令和8年度は1件当たり国保で25銭、後期で13銭値下げをするものでございます。

続きまして、その下、医療費・給付費等でございます。(1)から(6)として、本会の基幹事業における各制度の医療費・給付費等について記載をしております。

そのうち(1)の国民健康保険診療報酬支払勘定でございますが、令和8年度は診療報酬改定を反映し、安全率を加味した金額として約9,961億円を予算化しております。前年度比較ではプラス2.58%となっております。

そのほかの制度につきましては、後ほどお読み取りをいただければと存じます。

恐れ入ります、次のページ、13—2をお願いいたします。こちらは、次年度予算の一般

会計及び各特別会計の合計額を載せてございます。

なお、今回の令和8年度予算から、一番下の退職金特別会計の上に予防接種の特別会計を追加しております。

次年度の予算額全体では約4兆5,728億円でございます。7年度との比較で約2,042億円の増加となっており、率は4.67%の増となっております。会計別では、後期、介護、障害の支払勘定が昨年同様に伸びており、これらが会計規模拡大の要因となっているところでございます。

続きまして、13—3ページをお願いいたします。1、被保険者数及び手数料件数（推計）でございますが、11月の大綱予算でお示した内容から変更はございません。(1)(2)ともに、資料に記載のとおり、国保に関しましては減少傾向。後期など、そのほかにつきましては全体的に増加傾向として見込んでおります。

続きまして、13—4ページをお願いいたします。2、職員の人件費及び定数です。こちらのページも昨年11月の大綱予算でお示した内容から変更はなく、(2)職員定数につきましては、令和8年度は387人で1人減としております。

続きまして、13—5ページをお願いいたします。こちらは積立金の処分額などを載せたページでございます。大綱予算からの変更点などをご説明させていただきます。

なお、処分理由にございます番号につきましては、本ページ下に記載をしておりますので、併せてご参照いただければと存じます。

それでは、まず一番左の財政安定積立金でございますが、処分額は合計で2億3,700万円、大綱時からはプラス400万円となっております。内訳といたしまして、健診で1億8,500万円の取崩しを予定しております。大綱予算では2億400万円の取崩しを予定しておりましたが、今回1,900万円減額させております。

その理由といたしまして、大綱予算編成時から歳出経費の減少を見込み、手数料軽減財源としての充当額が減少したためでございます。一方、介護、障害、措置につきましては、取崩し額を増額させたため、結果的には取崩し額の合計として400万円プラスとなったものでございます。

次に、財政調整基金積立資産に関しましては、大綱予算時から変更はございません。

次に、減価償却引当資産でございます。処分額合計は10億500万円。大綱時からは1億2,700万円のプラスとなっております。主たるものといたしまして、国保で8,700万円の取崩しを追加しておりまして、制度改正対応などの経費が追加になったことによるものでござ

ございます。

次の電算導入積立資産でございますが、次年度において取崩し予定がないことについて、大綱時から変更はございません。

次に、ICT積立資産でございます。処分額は合計で2億6,000万円。大綱時から1億3,500万円のマイナスでございます。冒頭でご説明した改革工程表対応の経費に減額が見込まれましたため、国保の取崩し額を減少させたことによるものでございます。

このページの最後の説明といたしまして、表の下、会計別内訳の欄にございます予防の部分につきましてご説明申し上げます。

令和8年度におきましては、冒頭、ご説明申し上げましたとおり、予防接種に関しまして、別途、特別会計を新設する予定でございます。当該特別会計の設置に加えまして、予防接種の請求支払事務を行うための必要額を積み立てられるよう、積立資産の設定も併せて行いたいと考えております。

ご覧の資料のページにつきましては、積立資産の処分額をお示しするページでございますが、令和8年度からの積立資産の設定に伴い、予防の欄を追加するとともに、処分額につきましては、現時点ではその予定が特段ございませんため、0千円と記載をしているものでございます。

なお、設定を予定している積立資産の種類につきましては、資料に0千円の記載がある財政調整基金積立資産からICT積立資産までの4種類となります。本件につきましては、本日の議決事項6としてお諮りしているものでございますので、ご理解を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、次のページ、13—6ページをお願いいたします。4、負担金及び主な手数料でございます。大綱予算からの変更点は、冒頭、ご説明申し上げました点検手数料の見直しとして、項番7及び項番11を記載のとおり変更しております。

なお、令和8年度は、ただいま申し上げました点検手数料のほかに、大綱予算でご案内しております項番14、後期高齢者健康診査手数料の見直しも予定しているところですが、本手数料につきましては、健診後期分の令和8年度総額を載せておりますため、5,000万円を超える金額となっております。当該記載についてご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

そのほか、次年度において手数料等の見直しは予定をしておりますませんが、その中でも何点かご説明させていただければと存じます。

項番 1、会員負担金でございます。会員負担金は、令和 6 年度からの 3 年間、各年度を同額賦課とさせていただいております。その賦課額は 2 億 9,000 万円としております。令和 8 年度は 3 年間の最終年度となります。

令和 9 年度以降の賦課額検討に向けましては、大綱予算でご説明申し上げました項番 13 の特定健診等負担金及び手数料の見直しと併せまして、8 年度の早い段階に本会案をご提示いたしまして、皆様からご意見を頂戴したく考えておりますので、何とぞご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

恐れ入ります、続きまして、次のページ、13—7 をお願いいたします。5、各会計の予算でございます。このページから 13—13 ページまで、各会計別にある程度の要約をした明細行が記載されるページが続いてまいります。各会計において大綱予算から変更点はございますが、それらを含めまして、主な項目をご説明申し上げます。

はじめに、一般会計です。歳入の一番上、負担金は約 2 億 9,000 万円。本会会員負担金規程に基づき、令和 6 年度から 8 年度の 3 年間で同額とさせていただきましたため、令和 8 年度も同額でございます。

また、中段辺りにございます財政安定積立金繰入金につきましては、当該積立資産を処分するに当たっては、一般会計を通して各会計に繰り出すこととなりますため、その際の繰入額といたしまして 2 億 3,700 万円を計上しております。

続きまして、歳出です。総務費の給与費に職員 17 人分の給料、職員手当を約 1 億 3,600 万円計上しております。

なお、この後にご説明する各特別会計の給与費につきましては、13—4 ページに記載の職員定数分を計上しておりますので、以降での説明は割愛をさせていただきます。

続きまして、事業費のその他事業費には、冒頭、ご説明いたしました新規保健事業の経費、約 7,900 万円を大綱予算から追加し、約 1 億 7,600 万円を計上しております。

一般会計の予算合計は約 9 億 9,600 万円、対前年度比で 5.26% の増でございます。

次のページ、13—8 をお願いいたします。診療報酬等審査支払特別会計でございます。

歳入でございますが、1 段目、審査支払手数料では、被保険者数の減少要素を考慮し、対前年度約 6,300 万円の減を見込んでおります。

また、中段下辺りにございます繰越金には、手数料軽減や今後のシステム更改に備えた積立資産への積立財源として、前年度の剰余見込額を繰越金として計上しております。以降ご説明する各特別会計の繰越金も同様でございます。

恐れ入ります、次のページ13—9をお願いいたします。国保の歳出でございます。

総務費の3段目、その他総務費でございますが、改革工程表への対応経費などにより、約1億6,400万円の増額を見込んでおります。

また、本ページ中段辺りにございます保険者間調整返還金支出では、近年の支出見込みに合わせた予算額を編成するため、前年度から約4億1,000万円を増額しております。

一番下、国保の予算総額は約108億8,600万円、前年度比5.55%の増でございます。

恐れ入ります、次のページ、13—10をお願いいたします。後期高齢者医療事業関係業務特別会計でございます。

歳入、審査支払手数料では、対前年度約1,400万円の増を見込んでおります。

4段目の財政調整基金積立資産等繰入金には、後期高齢者医療請求支払システムのシステム更改経費が大幅に減少することなどが主な理由となり、対前年度、約7億6,300万円の減となります。

歳出、総務費の2段目、システム機器更改費につきましては、歳入で申し上げましたとおり、後期高齢者医療請求支払システムのシステム更改経費が大幅に減少することにより、予算額については記載の額を見込んでおります。

一番下、後期の予算総額は約88億1,700万円、前年度比10.41%の減でございます。

恐れ入ります、次のページ、13—11をお願いいたします。特定健康診査・特定保健指導等事業関係業務特別会計でございます。

歳入の特定健診等負担金及び手数料につきましては、被保険者数減少を踏まえた減収として、特定健診等負担金と手数料を合わせて約1,200万円の減を見込んでおります。

また、一般会計繰入金では、負担金、手数料等の軽減財源といたしまして、財政安定積立金を取り崩して充当いたしますため、1億8,500万円を計上しております。

歳出でございます。総務費のシステム機器更改費につきましては、特定健診のシステム更改が今年度に終了いたしますため、令和8年度の更改経費は、現行システムの撤去費用など一部となっておりますため、大幅に予算額が減少しております。令和7年度との差額につきましては、6億700万円の減でございます。

また、特定健診の後期高齢者医療分につきましても、国保と同様にシステム機器更改費が大幅に減りますため、後期分の予算合計といたしまして、約1億6,600万円の減額を見込んでおります。

一番下、予算総額でございますが、約8億6,200万円、前年度比で45.54%の減となりま

す。

恐れ入ります、次のページ、13—12をお願いいたします。介護保険事業関係業務特別会計でございます。

歳入では、審査支払手数料等で約5,200万円の増を見込んでおります。

ケアプランデータ連携システムライセンス料でございますが、国の政策により、当該ライセンス料の無料期間が延長されましたため、大綱時では約8,400万円を見込んでいたものを、今回の本予算では科目存置に変更しております。当該収入は、事業所から受領いたしますライセンス料をそのまま国保中央会に支払いをいたします本会通り抜けの科目でありますため、減収による影響は特段ございません。

その下、都支出金につきましては、介護苦情処理業務の経費に対する補助金でございます。次年度も同様に見込んでおります。

歳出では、中央会負担金に対する支出の安全率について、見込み方を改めたことによりまして、記載の減額を見込んでおります。

予算合計は約21億1,600万円、前年度比1.62%の減でございます。

次に、障害者総合支援法関係業務等特別会計でございます。

歳入では、給付費等審査支払手数料で約1,000万円の増を見込んでおります。

歳出では、総務費のその他総務費で前年度より約4,200万円の増を見込んでおります。

予算合計は約4億5,800万円、前年度比6.77%の増でございます。

恐れ入ります、次のページ、13—13をお願いいたします。措置費支払代行業務特別会計でございます。

歳入では、措置費支払代行手数料について、取扱件数の傾向を踏まえ、約100万円の増を見込みます。

予算合計でございますが、5,360万円、前年度比4.72%の増でございます。

次に、予防接種法関係業務等特別会計でございます。冒頭でご説明いたしました予防接種につきまして、記載の予算を計上しております。

歳入では、国庫補助金を約210万円見込んでおり、歳出では、総務費として同額を見込む予算編成をしております。

次に、退職金特別会計でございます。

歳入の上から2段目、一般会計繰入金等で約9,700万円。定年退職者等の退職手当金に備えるもので、一般会計及び各特別会計から繰り入れるものでございます。

その下、退職給付引当資産繰入金は5億1,800万円。退職手当金の財源として退職給付引当資産の取崩しを繰り入れるものでございます。

退職金特別会計の合計は約6億3,200万円、前年度比86.42%の増でございます。

次に、一時借入金限度額でございます。借入金限度額は3,500億円、円滑な支払業務を遂行するための借入金限度額でございます。借入先はみずほ銀行といたしまして、必要最短期間の借入れでございます。

令和8年度予算案の概要につきましては以上でございます。

続きまして、恐れ入ります、資料7をご覧いただきたいと存じます。表題は、令和8年度予算（案）一般会計及び各特別会計業務勘定合計でございます。内容は、事務経費を取り扱っている各会計予算を資料記載の主な項目ごとに集計したものとなっております。

下から2段目、合計欄では予算総額241億9,000万円。また、表に付した※印の各システム機器更改経費などを除く予算規模を一番下の再掲欄に記載をしております。214億9,000万円となっております。参考としてご覧いただきたいと存じます。

なお、資料6で、令和8年度本会収支予算書をご用意しております。こちらは、先ほど議決事項1から3において予算補正をご説明した際にお示しした令和7年度収支補正予算書の令和8年度当初予算版となっております。本資料は、本会が取り扱う全ての会計を対象に、複式簿記に置き換えたものでございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上で令和8年度事業計画及び予算関係20議案の説明を終わります。

○理事長 ご苦労さまでした。それでは、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

それでは、お諮りいたします。議決事項4から23までを原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。それでは、原案どおり決定することといたします。

次に、議決事項24、規約の一部を改正する規約についてを議題に供します。事務局から説明をお願いします。

○事務局 薄いほうの議案書2—1の23ページから28ページにかけまして、議決事項24、本会の規約の一部を改正する規約を掲載してございますが、本日は、その内容を取りまと

めたものを資料8としてご用意しております。表題は、本会規約の改正等について（概要）でございます。こちらの資料の説明をもちまして議案の説明といたしたいと存じますので、よろしく願いいたします。

下にページ番号を振ってございます。1ページをお願いいたします。議決事項24、本会規約の一部改正でございます。

提案の趣旨は、①から③の大きく3点ございます。まず①ですが、先ほど議決事項4、令和8年度本会事業計画のご説明の中で、資料ナンバー4でご説明いたしました予防接種法関係業務の事業開始に伴い、規約の一部を改正いたします。

改正の内容ですが、1点目として、本会の事業に予防接種法で規定する業務を追加いたします。

次に2点目として、区市町村が事務を連合会に委託したときは、今後定めることとなりますが、別に定める手数料を連合会に納付する旨を規定いたします。

3点目として、先ほど経理課長からのご説明にもございましたが、予防接種法関係業務等特別会計の設置を規定いたします。

次に、②提案の趣旨の2点目ですが、総会及び理事会の招集手続に関する規約の一部を改正いたします。

改正の内容です。総会及び理事会を招集する際、開催日時等を明示した書面を会員及び理事に送付してございますが、電子ファイル提供による通知に代えることができる旨を規定いたします。

最後に③ですが、措置費支払代行事業で支払代行する費用に関して、規約の一部を改正いたします。

改正の内容です。現行の規約では、本事業で取り扱う費用を福祉事務所長が要措置者等の入所を委託した場合の措置等に要する費用と規定してございますが、現状では、東京都及び区市町村からの委託を受け、入所以外の通所等の措置費や、東京都や区市町村が直接公立の施設に入所させた場合の措置費についても支払代行の対象としてございますので、業務実態に即した内容に改正いたします。

施行日です。令和8年4月1日から施行いたします。ただし、①予防接種法関係業務の事業開始に伴う改正は、令和8年6月1日から施行いたします。

以上で説明を終わります。

○理事長 説明が終わりました。ご意見、ご質問がございましたらお願いをいたします。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは、お諮りをいたします。議決事項24を原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは、原案どおり決定することといたします。

次に、議決事項25、財政調整基金積立資産管理運用規程の一部改正から議決事項35、専務理事及び常勤監事の報酬、手当及び費用弁償についての一部改正についてまでの11議題は、本会規程の一部改正でありますので、一括して議題に供します。事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案書2-1の29ページから81ページにかけまして、議決事項25から議決事項35、本会の規程の改正等を掲載してございますが、先ほど議決事項24でご説明いたしました資料8の2ページ以降にこれらの内容を取りまとめてございますので、引き続きこちらの資料でご説明させていただきます。

資料8の2ページをお願いいたします。議決事項25から28、本会積立資産管理運用規程等の一部改正についてでございます。

提案の趣旨です。先ほど議決事項24で本会規約の一部改正を議決いただきました予防接種法関係業務につきまして、事業開始に伴い、各積立資産管理運用規程等に予防接種法関係業務等特別会計を追加いたします。

現在、議決事項25から28に記載の各積立資産等の管理運用規程には、国保、後期、健診、介護、障害、措置費の6つの特別会計での設定を規定してございますが、これに予防接種法関係業務等特別会計を追加いたします。

次に、議決事項29から32、本会職員服務規程等の一部改正についてでございます。

提案の趣旨です。①から④の4点ございますが、いずれも特別区の対応に準じたものとなります。

まず①として、パートナーシップ関係の相手方を配偶者と同等の取扱いとすることに伴い、各規程の一部を改正いたします。

次に②として、給料表の職務の級が6級である職員、こちらは部長職以上となりますが、昇給時の号給数の変更に伴い、本会職員給与規程の一部を改正いたします。

次に③として、管理職員特別勤務手当の対象時間の変更に伴い、本会職員給与規程の一

部を改正いたします。

次に④として、平成30年に行われた人事制度改革に伴い、一部の職員に差額支給が行われておりましたが、今般その差額支給が廃止されることに伴い、本会職員給与規程の一部を改正いたします。

下の表に、ただいまご説明申し上げました提案の趣旨がどの規程を改正するのかにつきまして、関係性をまとめてございます。①のパートナーシップ関係につきましては、項番1から4、議決事項29から32として記載の規程を、②の昇級時の号給数の変更から④の差額支給の廃止につきましては、項番3、議決事項31の職員給与規程を改正する内容となります。

それぞれの改正の内容をご説明いたしますので、3ページをお願いいたします。

議決事項29、職員服務規程の改正です。

未就学児の育児及び要介護者の介護を行う職員について、職員の配偶者が深夜において育児及び介護ができない場合、深夜勤務が制限されますが、この配偶者について、パートナーシップ関係の相手方も同等の取扱いとなるよう規定いたします。

これ以降にご説明いたします議決事項30から32のパートナーシップ関係による規程の改正につきましても、ただいまご説明申し上げましたように、各規程の配偶者について、パートナーシップ関係の相手方も同等の取扱いとするよう規定するものでございます。各規程の該当する配偶者の箇所に※印を付し、脚注をつけてございますので、最下段の記載を参照いただきながら、資料をご覧くださいたく存じます。

次に、議決事項30、職員育児休業等に関する規程の改正です。

育児休業は、子が所定の年齢に達する期間内で2回まで取得でき、また、期間を指定した後、1回のみ延長できますが、当該職員の配偶者が負傷または疾病による入院等がある場合、この限りではなくなります。この配偶者について、パートナーシップ関係の相手方も同等の取扱いとするよう規定いたします。

2点目が非常勤職員の育児休業、3点目が育児短時間勤務制度の再取得について、同様に配偶者と同等の取扱いとするよう規定いたします。

次に、議決事項31、職員給与規程の改正です。2ページの表でご説明申し上げましたとおり、4点の改正理由がございます。

1点目がパートナーシップの関係です。扶養手当の支給対象である配偶者について、パートナーシップ関係の相手方を認めるよう規定いたします。

2点目が昇給時の号給数の変更です。給料表が6級である職員、部長職以上となりますが、良好な成績で勤務した場合の昇給号級数を、これまでの4号級から0号級を標準とするよう改正いたします。こちらは職責をより重視した給料体系に見直すため、令和8年4月からの6級の給料表が、給料月額のみが大きい簡素な号給構成となっております。これに合わせ、6級である職員の昇給は、勤務成績が特に良好以上の場合に限り行うこととされたことに伴う改正でございます。

3点目が管理職員特別勤務手当の関係です。記載のとおり、管理職員特別勤務手当の対象時間を変更いたします。

4点目が差額支給の廃止です。平成30年の人事制度改正に伴い、給料表に定める役職ごとの職務の級を8級制から6級制に改める改正を行いました。この改正により、新たに適用された給料表の級号給の額が、施行日前に受けていた給料月額に達しない職員につきましては、当面の間、新たな給料月額にその差額に相当する額を加えた額を支給する、いわゆる現給保障の定めをいたしました。今般、差額支給されてきた職員が賃金面で不利益をこうむらないよう、任用面の救済措置として特例昇任選考を行うことに併せ、現給保障の取扱いを終了するため、附則の一部を削除するものでございます。

次に、議決事項32、職員退職手当支給規程の改正です。

職員が死亡退職した場合、遺族に支払われる退職手当について、遺族の要件として規定している配偶者について、パートナーシップ関係の相手方を認めるよう規定いたします。

4ページをお願いいたします。続いて、議決事項33、審査委員の報酬及び実費弁償支給規程の一部を改正する規程についてでございます。

提案の趣旨及び改正の内容です。審査委員の報酬につきましては、従来から東京都附属機関構成員の報酬額に準拠しており、当該報酬額の改定に伴い、記載のとおり報酬額を改正するものでございます。

次に、議決事項34、本会保健事業支援・評価委員会規程の一部を改正する規程についてでございます。

提案の趣旨及び改正の内容です。先ほどの審査委員の報酬額と同様に、本会保健事業支援・評価委員会委員の報酬額につきましても、東京都附属機関構成員の報酬額に準拠しているため、当該報酬額の改定に伴い、記載のとおり報酬額を改正するものでございます。

次に、議決事項35、本会専務理事及び常勤監事の報酬、手当及び費用弁償についての一部改正についてです。

提案の趣旨及び改正の内容です。本会常勤役員の報酬等は、東京都政策連携団体の役員報酬基準に準拠しており、今般、当該基準が改定されたことに伴い、本会専務理事、常勤監事の報酬額を記載のとおり改正いたします。

最後に施行日ですが、議決事項25から議決事項28につきましては、予防接種法関係業務の事業開始に伴う改正のため令和8年6月1日、議決事項29から議決事項34につきましては令和8年4月1日、議決事項35につきましては、施行日は理事会の議決を得た日で、適用日は令和7年4月1日でございます。

以上で議決事項25から議決事項35の説明を終わります。

○理事長 事務局の説明が終わりました。ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

それでは、お諮りいたします。議決事項24から35までを原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは、原案どおり決定することといたします。

次に、議決事項36、通常総会の招集についてを議題に供します。事務局から説明をお願いします。

○事務局 恐れ入ります、議案書2-1、83ページをお願い申し上げます。議決事項36、通常総会の招集についてでございます。

第156回通常総会を令和8年2月27日金曜日午後2時から、こちらの会場、本会10階A会議室におきまして開催したいというものでございます。

以上でございます。

○理事長 事務局の説明は終わりました。原案どおり通常総会を開催することよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは、原案どおりといたします。

閉 会 (～午後3時8分)

○理事長 以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。皆様方には長時間に

わたり慎重なご審議をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、これもちまして理事会を閉会とさせていただきます。どうもご苦勞さまでございました。